

若者気候訴訟/日本 現状と課題

2025年6月26日 米国・インド気候訴訟ウェビナー

浅岡美恵（弁護士・気候ネットワーク）

先行訴訟 仙台、神戸、横須賀石炭火力発電所の新設差止め

名称	設備容量	年間 CO ₂ 排出量	評価書	稼働年	訴訟	提訴日	提訴裁判所	第1審判決	控訴審判決	上告審
仙台パワーステーション	11.2万kW	67万t		2017	民訴	2019.9.27	仙台地裁	2020.4.27	2021.4.27	—
神戸発電所 3-4号機 (関西電力)	130万kW	692万t	2018.5	3号機 2022 4号機 2023	民訴	2018.9.14	神戸地裁	2025.4.24	2025.4.24	—
					行訴	2018.11.19	大阪地裁	2025.4.26	2022.4.26	2023.3.9 上告受理申立棄却
横須賀火力発電所 1-2号機	130万kW	726万t	2018.11	1号機 2023 2号機 2023	行訴	2019.5.27	東京地裁	2023.1.27	2024.4.22	2024.10.23 不受理決定



YCCJ



仙台パワーステーション



神戸発電所（神戸製鋼・関電）
大市街地に増設



横須賀（JERA）
石油火力を石炭火力にリプレイス

先行石炭火力新設アセス・差止め訴訟 裁判所の判断

・ 行政訴訟 原告適格認めず 却下

- ・ 気候変動の影響を受けない個人の法的利益を認めた規定はない
- ・ 一般的公益的利益として政策全体で追及されるべきもの

・ 民事訴訟 棄却

- ・ 原告らの権利 被害は抽象的で人格的利益といえない
- ・ 因果関係 被告の排出との因果関係が複雑で希薄
- ・ 被告の責任 電力調達手段は政策的観点から検討されるべき

・ 民主的プロセスによる政治の裁量

日本の気候変動に関する法と政策

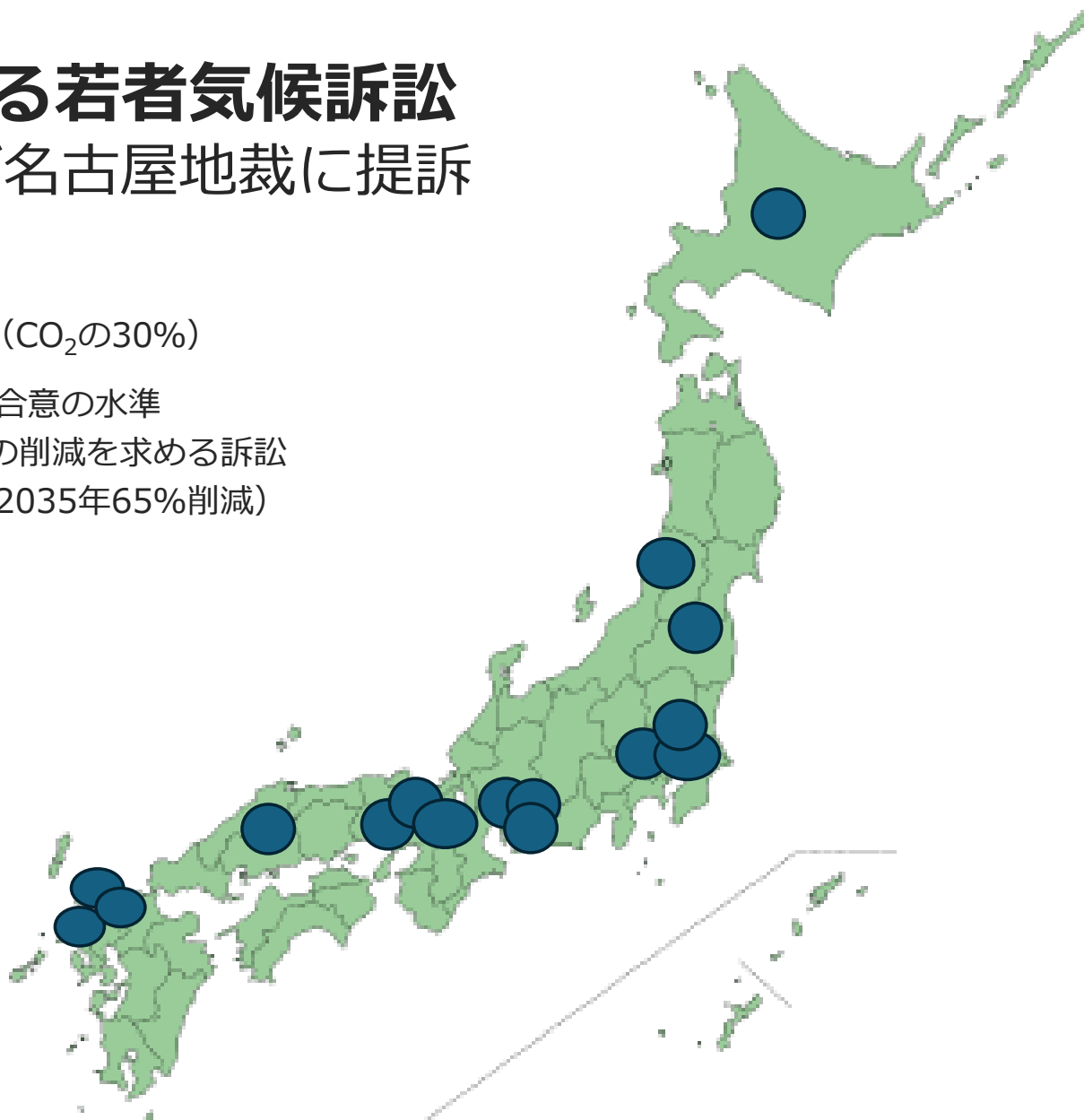
市民の国に対する**枠組み訴訟**？

憲法	環境権の規定なし
環境基本法	地球環境は政策課題に留める
削減目標を定めた法の制定	(推進法のみ)
エネルギー政策基本法	化石燃料の効果的利用
地球温暖化対策計画・NDC	エネルギー基本計画がベース
環境影響評価法	CO2の影響の調査・予測・評価は不要
排出量取引	2026年から開始予定 キャップなし
市民参加	最終段階でのパブリックコメントのみ
NGOの訴権	なし

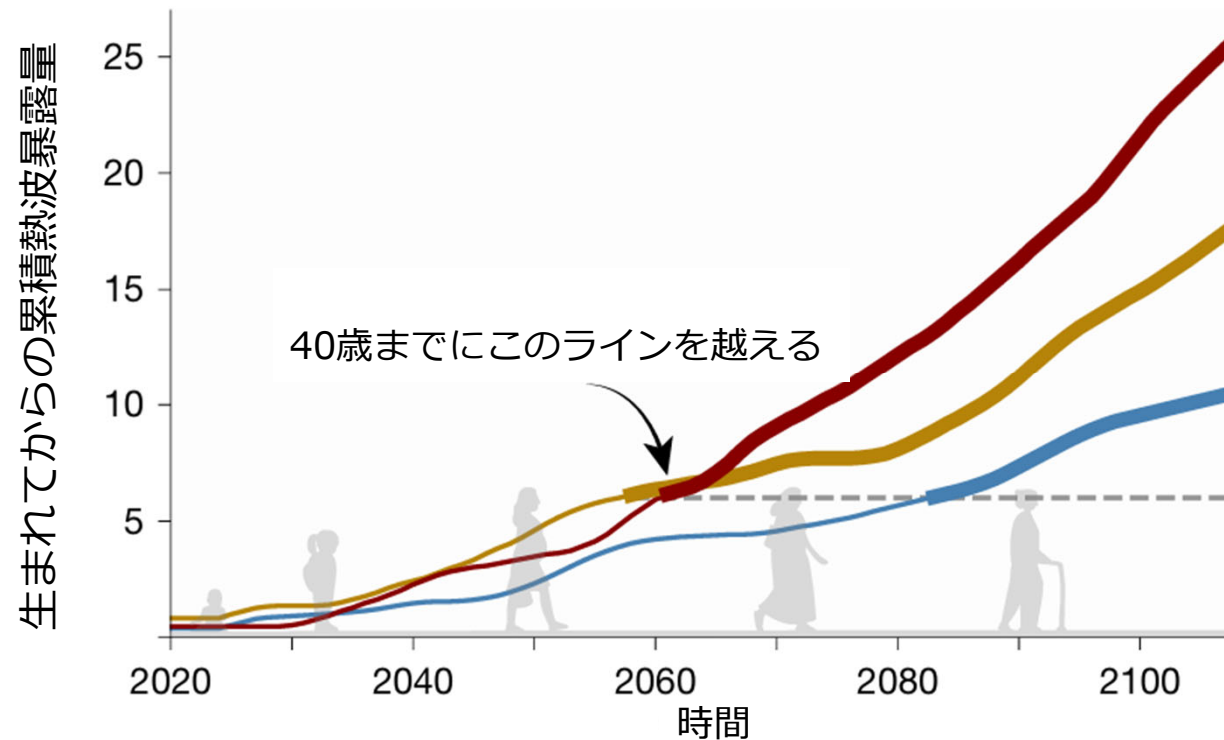
主要火力10社に対する若者気候訴訟

2024年8月6日 16人が名古屋地裁に提訴

- **原告** 14歳から29歳の若者たち
- **被告** 日本の主要火力発電事業者10社（CO₂の30%）
- **請求** 1.5℃目標と整合する科学と国際合意の水準（IPCC AR6 SYR）での排出量の削減を求める訴訟（2030年2019年比48%削減、2035年65%削減）
- **請求根拠** 民法不法行為法

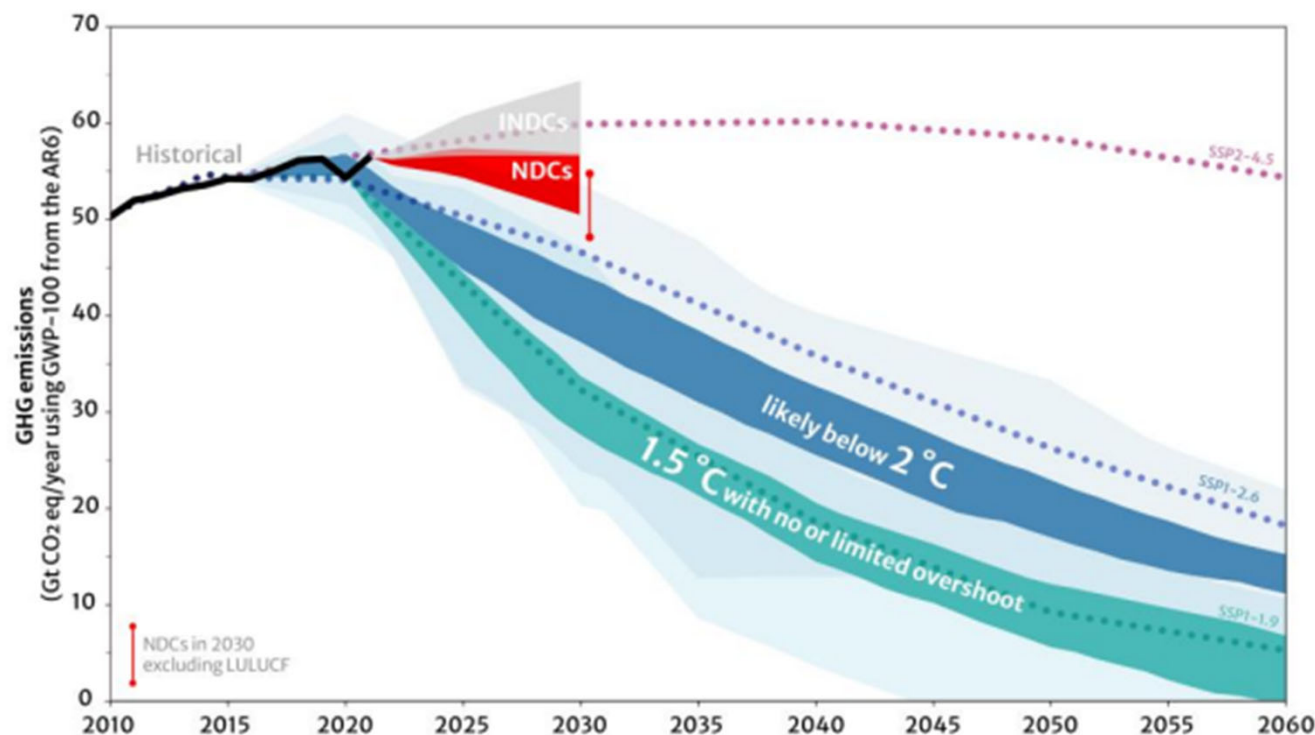


若者原告たち 生涯における気候変動の影響は今の選択にかかる 選挙権がなく、政策決定に参加できていない世代



- 2100年までに3.5℃平均気温上昇
- 2100年までに2.5℃平均気温上昇
- 2100年までに1.5℃平均気温上昇
- 産業革命前の生涯暴露99.9%

求める排出削減の水準：IPCC1.5℃目標と整合する水準



販売にかかる電力の
CO₂排出量を2019年比で
2030年に48%減
2035年に65%減

2022年NDC統合報告書より

		2019 年の排出水準からの削減量			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃ (>50%) に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]

AR6 統合報告書 SPM
環境省暫定訳より抜粋

JERA 削減目標 2030年 総量目標なし、2035年目標 不十分
削減目標は不十分で、自主設定目標の達成根拠もなし

神戸製鋼 目標も対策もなし

関電ほか7社 2030年目標 不十分、2035年目標なし 対策の実効性なし



	2030排出量 19年比<52%	対策	2035 排出量 19年比<35%	対策
JERA	なし	×	52%	×
J-Power	不明瞭 60%	△	×	×
東北電力	55%	×	×	×
関西電力	不明瞭 79%	×	×	×
神戸製鋼	なし	×	×	×
中国電力	60%	×	×	×
九州電力	不明瞭 81%	×	×	×
北陸電力	55%	×	×	×
北海道電力	69%	×	×	×
四国電力	70%	×	×	×

政府方針

削減目標低い

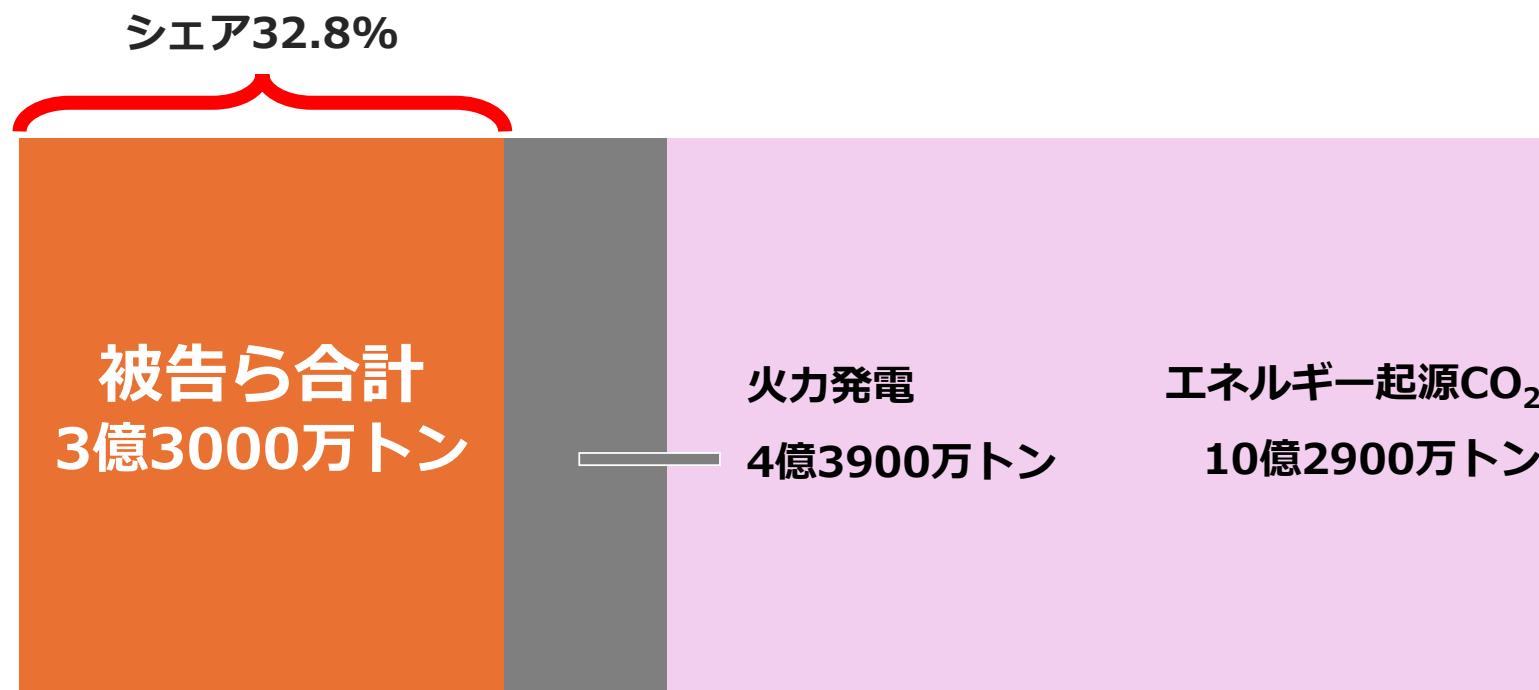
火力・原発への支援強化

×カーボンプライシング

×再エネ支援

被告10社で日本のエネルギー起源CO₂の約3分の1を排出

CO₂排出量（2019年度、単位：万トン）



世界のエネルギー起源CO₂の0.8%

第3回弁論期日までの被告ら電力事業者の主張

- 差し止めには被害の現実性、切迫性が必要。
原告らに現実の切迫した被害はない
- 科学も国際合意も今後変更される可能性があり、不確実
- 被告らに排出削減の法的義務を課す法律はない
- 被告らの排出は微少で、原告らの被害との間に法的因果関係がない
(大海の一滴)
- 気候変動対策は選挙を通した民主的プロセスに委ねられるべき